

○厚生労働省告示第百十二号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成十九年厚生労働省告示第五十三号）の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条の二 規則別表第一の項第三号イ (2)に規定する厚生労働大臣の定める体制は、次のとおりとする。ただし、診療所、歯科診療所及び助産所については第三号に掲げるものを除く。 一 対応することができる外国語の種類 二 多言語音声翻訳機器の利用の有無 三 外国人の患者の受入れに関するサポート体制の整備	（新設）

第四条 規則別表第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。

- 一 施設のバリアフリー化の実施
- 二 車椅子等利用者用駐車施設の有無
- 三 多機能トイレの設置

第五条 規則別表第一の項第三号イ(5)に規定する厚生労働大臣の定める措置は、次のとおりとする。

- 一 施設内における全面禁煙の実施
- 二 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十八条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所の設置

第七条 規則別表第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号及び第四十二号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十一号、第四十六号、第四十九号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げるものに限る。

第七条 規則別表第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号及び第四十二号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十一号、第四十六号、第四十九号及び第五十号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号及び第五十号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げるものに限る。

第四条 規則別表第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、施設内のバリアフリー化の実施とする。

- （新設）
- （新設）

第五条 規則別表第一の項第三号イ(5)に規定する厚生労働大臣の定める措置は、次のとおりとする。

- 一 施設内における全面禁煙の実施
- 二 喫煙室の設置

二十〇五十一（略）
五十二 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関

二十〇五十一（略）
（新設）

第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める事項は、平成十九年厚生労働省告示第百八号第一第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数とする。

第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める種類は、平成十九年厚生労働省告示第百八号第一第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格とする。

第十一條 規則別表第一第二の項第一号イ

(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。

一 二十五 (略)

二十六 その他

イ 漢方薬の処方

ロ(二) (略)

第十二條 規則別表第一第二の項第一号イ(5)

及びロ(5)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 四泊五日手術までの手術

(削る)

イ(カ) (略)

ヨ(略)

第十四條 規則別表第一第二の項第一号イ

(10)、ロ(10)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イから八まで、リ、ヨ、レ、ソ及びキからマまで、第二号イ、ヨ及びタ、第三号イ、ヘ、ル及び力並びに第四号イからホまでに掲げるものに限り。

一 在宅医療

イ(ヌ) (略)

(削る)

ル(ネ) (略)

ナ 精神科訪問看護・指導

ラ 精神科訪問看護指示

ム (略)

ム 以外の精神科在宅患者支援管理

キ(マ) (略)

二(四) (略)**第十七條** 規則別表第一第二の項第一号イ(3)

(四)に規定する厚生労働大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能は、次のとおりとする。ただし、病院については、第五号に掲げるものを除く。

一 日常的な医学管理及び重症化予防

二 地域の医療機関等との連携

第十一條 規則別表第一第二の項第一号イ

(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。

一 二十五 (略)

二十六 その他

イ 漢方医学

ロ(二) (略)

第十二條 規則別表第一第二の項第一号イ(5)

及びロ(5)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 四泊五日手術までの手術

イ 終夜睡眠ポリグラフィ

ロ(ヨ) (略)

タ 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

レ(略)

第十四條 規則別表第一第二の項第一号イ

(10)、ロ(10)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イから八まで、リ、タ、ソ、ツ及びウからヤまで、第二号イ、ヨ及びタ、第三号イ、ヘ、ル及び力並びに第四号イからホまでに掲げるものに限り。

一 在宅医療

イ(ヌ) (略)

ル 同一建物居住者訪問看護・指導

ヨ(ナ) (略)

(新設)

(新設)

ラ (略)

ム 以外の精神科在宅患者支援管理

ウ(ヤ) (略)

二(四) (略)**第十七條** 規則別表第一第二の項第一号イ(3)

(四)に規定する厚生労働大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能は、次のとおりとする。ただし、病院については、第一号に掲げるものを除く。

一 地域包括診療加算の届出

二 地域包括診療料の届出

三 在宅療養支援、介護等との連携

四 適切かつ分かりやすい情報の提供

五 地域包括診療加算の届出

六 地域包括診療料の届出

七 小児かかりつけ診療料の届出

八 機能強化加算の届出

第二十條 規則別表第一第三の項第一号イ(14)に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、次のとおりとする。

一 公益財団法人日本医療機能評価機構
二 Joint Commission International (平成六年にJoint Commission Internationalという名称で設立された医療の評価機関をいう。)

三 小児かかりつけ診療料の届出

四 機能強化加算の届出

五 日常的な医学管理及び重症化予防

六 地域の医療機関等との連携

七 在宅療養支援、介護等との連携

八 適切かつ分かりやすい情報の提供

第二十條 規則別表第一第三の項第一号イ(15)に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、Joint Commission International (平成六年にJoint Commission Internationalという名称で設立された医療の評価機関をいう。)とする。

(新設)